第1条~第4条 「略]

(補助事業の変更等)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、別表第3に定める補助金変更承認申請書及び関係書類を所長に提出し、承認を受けなければならない。

新

- (1)事業主体の変更
- (2) 施行箇所の変更
- (3)施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止
- (4)施行箇所ごとの工種別事業量の30パーセントを超える増減
- (5) 施行箇所ごとの工種別工事費の30パーセントを超える増減であって、かつ、当該増減が

300 万円を超えるもの

(6) 補助事業者の補助金総額の変更

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

(1)補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに

所長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(2)補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を

補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(3)補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助

金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(4)補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年

大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に 反して使

用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に所長の承認を 受け

なければならないこと。

10 = 210 | 210 = 210 | E H

「略】

(補助事業の変更等)

第1条~第4条

第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、別表第3に定める補助金変更承認申請書及び関係書類を所長に提出し、承認を受けなければならない。

旧

- (1)事業主体の変更
- (2)施行箇所の変更
- (3)施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止
- (4)施行箇所ごとの工種別事業量の30パーセントを超える増減
- (5) 施行筒所ごとの工種別工事費の30パーセントを超える増減
- (6)補助事業者の補助金総額の変更

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

(1)補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに

所長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(2)補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を

補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。

(3)補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助

金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(4)補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年

大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に 反して使

用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に所長の承認を 受け

なければならないこと。

新

- (5)前号の規定により所長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入
- の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6)補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費

に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の 規定によ

- り仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和
- 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) を減額

して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らか

でないものについては、この限りでない。

- (7)補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約
- の相手としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (8) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合に
- は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付する
- ことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。 (9) 市町村以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合には、当該契約 に係る
- 一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対
- し、別表第3に定める様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出の 出の
- ない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (10) 県税及び県に対する税外未収納金債務の滞納がないこと。

第7条~第17条 「略]

附則

1 この要綱は、昭和43年度から適用する。

ĺΗ

- (5)前号の規定により所長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入
- の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費

に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の 規定によ

- り仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和
- 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) を減額

して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らか

でないものについては、この限りでない。

- (7)補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるもの を契約
- の相手としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (8) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合に
- は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付する
- ことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。 (9) 市町村以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合には、当該契約 に係る
- 一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対
- し、別表第3に定める様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出の 出の
- ない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (10) 県税の滞納がないこと。

第7条~第17条 [略]

附 則

1 この要綱は、昭和43年度から適用する。

新

2 この要綱の施行前に、補助事業について知事のなした処分その他の行為はこの要綱によってなされたものとみなす。

附 則

1. この要綱は、昭和50年10月1日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。

附 則

1. この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和60年3月1日から施行し、昭和59年度の補助金から適用する。

附則

1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成10年3月25日から施行し、平成9年度事業から適用する。

附則

1 この要綱は、平成11年8月1日から施行し、平成10年度事業繰越分から適用する。ただし、第5条については、平成11年度事業から適用する。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月14日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

旧

2 この要綱の施行前に、補助事業について知事のなした処分その他の行為はこの要綱によってなされたものとみなす。

附則

1. この要綱は、昭和50年10月1日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。

附 則

1. この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和60年3月1日から施行し、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成10年3月25日から施行し、平成9年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成11年8月1日から施行し、平成10年度事業繰越分から適用する。ただし、第5条については、平成11年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月14日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
1 この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度事業から適用する。	1 この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度事業から適用する。
附 則 1 この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。	附 則 1 この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。
附 則	附 則
附則	附則
1 この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和3年度事業から適用する。	1 この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和3年度事業から適用する。
附則	
1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。	
別表1から別表3 (略)	別表1から別表3(略)